

# 県立特別支援学校編成整備計画

(平成19年度～平成23年度)

沖 縄 県 教 育 委 員 会

# 目 次

はじめに	1
第1章 県立特別支援学校編成整備の基本方向	
1 特別支援学校と地域における教育ニーズの現状と課題	2
(1) 特別支援学校の現状と課題	2
ア 盲学校	2
イ 聾学校	3
ウ 知的障害養護学校	3
エ 肢体不自由養護学校	3
オ 病弱養護学校	4
(2) 地域における教育ニーズの現状と課題	4
2 編成整備の基本事項等	5
(1) 特別支援学校制度の趣旨	5
(2) 基本的な考え方	6
(3) 基本事項	6
ア 複数の障害種に対応する特別支援学校の整備	6
イ 離島における早期教育の充実及び教育施設等の充実	7
ウ 障害の重度・重複化と医療的ケアへの対応の充実	7
エ 特別支援学校の編成整備に伴う幼稚部再編の検討	7
オ 小・中・高等学校への分校・分教室の設置検討	7
3 編成整備計画の期間	8
4 編成整備計画の進行管理	8
第2章 県立特別支援学校編成整備実施計画	
1 複数の障害種に対応する特別支援学校の設置	9
2 離島における早期教育の充実及び教育施設等の充実	10
3 障害の重度・重複化と医療的ケアへの対応の充実	11
4 特別支援学校の編成整備に伴う幼稚部再編の検討	12
5 小・中・高等学校への分校・分教室の設置検討	12

はじめに

県教育委員会では、復帰後、第1期から第3期にわたる「県立特殊教育諸学校編成整備計画」に基づき県立養護学校を11校新設するなど教育条件の整備充実に努めてきた。

現在、本県には盲学校1校、聾学校1校、知的障害養護学校8校、肢体不自由養護学校5校（1分校含む）及び病弱養護学校1校の計16校が設置されており、障害の種類や程度等に応じた教育指導が幼稚部、小学部、中学部、高等部のそれぞれの発達段階等を踏まえて展開されている。

第4期の県立特殊教育諸学校編成整備計画（以下、「現行計画」という。）は、平成14～23年度を実施期間として平成14年3月に策定された。計画事項は、校舎改築等を中心とした「教育施設等の充実」、「高等部における職業教育の充実」、「情報教育の推進」等の7項目となっており、教育ニーズや社会動向の変化等により、一部の見直しをおこなったが、教育施設等の充実や情報教育推進のための設備整備等が進められている。

現行計画策定後、国においては「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を図る方向で施策が展開されており、平成18年3月には本県でも「沖縄県における特別支援教育体制整備の基本方針」を策定したところである。

近年、幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化の進行に伴い、個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導や必要な支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができるよう、平成19年4月に学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、これまでの障害種別の盲・聾・養護学校は、障害種別を超えた特別支援学校制度に一本化されることとなった。それを受け、本県でも「県立高等学校等の設置に関する条例」の改正を行い、「盲学校、ろう学校及び養護学校」の規定を「特別支援学校」に改めたところである。

本編成整備計画は、特別支援教育への転換の時期に当たり、現行計画の後期を見直し、特別支援学校制度への対応の方向性を示すとともに、現行計画策定以降に生じている学校規模の適正化や医療的ケア等の障害の重度・重複化に対応する計画として策定するものである。

# 第 1 章 県立特別支援学校編成整備の基本方向

## 1 特別支援学校と地域における教育ニーズの現状と課題

### (1) 特別支援学校の現状と課題

障害のある幼児児童生徒の教育は、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級や通級による指導等によって行われており、平成 19 年 5 月時点、県立の特別支援学校に 1,785 名が在籍している。

特別支援学校は 16 校（分校 1 校含む）設置されており、盲学校 1 校、聾学校 1 校、知的障害養護学校 8 校、肢体不自由養護学校 5 校（分校 1 校）、病弱養護学校 1 校となっている。これまでの編成整備計画に基づく教育条件整備により、重度な障害児の就学の大幅な向上が図られるとともに、幼稚部における早期教育、自立や社会参加のための高等部における職業教育の充実などが取り組まれてきた。現在、知的障害養護学校における幼稚部の設置率は全国一であり、全ての県立特別支援学校に高等部が設置され、希望する生徒がほぼ全員入学できる状況となっている。

このように学校の整備充実を図ってきたが、過去 10 年来、特別支援学校全体として在籍者数が増加傾向であるとともに、障害の重度・重複化、学校間や地域間で幼児児童生徒の在籍状況に大きな差異が生じ、一部の学校では規模の適正化などが課題となっている。

#### ア 盲学校

沖縄盲学校の在籍者数は、昭和 55 年の 127 名をピークに減少傾向となり、過去 10 年は 70 名程度で推移している。その要因として、医学・医療技術の進歩による障害状態の改善や弱視児の小中学校への就学の増加や社会的な少子化等が考えられる。幼稚部から高等部まで一貫した教育をめざすとともに、地域の小中学校等に在籍する視覚障害幼児児童生徒の教育に関する援助・支援や就学前視覚障害児の教育相談を行っている。専攻科においては、あん摩マッサージ指圧師等の国家資格取得をめざす成人の中途視覚障害者が過半を占めるようになっている。

今後の課題として、幼児期からの一貫した教育及び重複障害児童生徒の指導の充実と、県内における視覚障害教育のセンターとしての機能充実を図る必要がある。また、那覇南部地区に位置する特別支援学校として、視覚障害に加え地域の教育ニーズへの対応が求められている。

## イ 聾学校

沖縄ろう学校の在籍者数は、昭和 50 年代の風疹聴覚障害児が急増した時期以降は減少を続け、平成 11 年度以降は 70~80 名程度で推移している。その要因として、地域の小中学校への就学の増加や少子化等が考えられる。県内唯一の聴覚障害教育の専門機関として早期の教育相談や幼稚部から高等部までの言語力やコミュニケーション能力の伸長等の一貫した教育支援の充実を図るとともに、小中学校に在籍する難聴幼児児童生徒の巡回相談にも取り組んでいる。

今後の課題として、幼稚部から高等部までを通して、言語力を基礎にした教科指導や重複障害児童生徒の指導の充実と、県内における聴覚障害教育のセンターとしての機能充実を図る必要がある。また、中部地区の特別支援学校として、聴覚障害に加え、地域の教育ニーズへの対応が求められている。

## ウ 知的障害養護学校

知的障害養護学校の在籍者数は、近年増加の傾向にあり、過去 10 年間に 22.2%の増加となっている。特に平成 9 年度に比較し美咲養護学校が約 53.6%、大平養護学校が約 31.3%の顕著な増加となっている。本島内の他 4 校についてはほぼ現状維持若しくは微増傾向となっているが、離島の学校は在籍者数が増加傾向にあるとともに、地域事情により知的障害以外の障害や多様な重複障害に対応している現状がある。高等部のみの沖縄高等養護学校については、職業自立の指導、進路指導の充実により、近年就労率が向上している。

今後の課題として、地域の教育ニーズへの対応の充実や学校規模の適正化を進めることが求められている。また、重複障害児童生徒や自閉症を伴う幼児児童生徒への対応についても、障害の特性や個別のニーズに応じた教育支援の一層の充実が求められている。

## エ 肢体不自由養護学校

肢体不自由養護学校の近年の在籍者数は、平成 16 年に 397 名となった後、全体として微減傾向にある。また、施設隣接の学校の中で、泡瀬養護学校は平成 14 年度以降増加傾向にあるが、その他は、施設利用者の減少により減少傾向にある。近年の特徴として在籍児童生徒の重度・重複化があり、平成 19 年度の重複学級在籍者は肢体不自由在籍者全体の 93.8%となっている。

今後の課題として、重度・重複障害の児童生徒に対する指導の充実とともに、吸入・吸引や導尿等の医療的なケア（以下、「医療的ケア」という。）を要する児童生徒のための安全安心な学習環境の整備についての対応が求められている。また、施設隣接ではない学校については、特別支援学校として

地域の教育ニーズへの対応が求められている。

#### オ 病弱養護学校

森川養護学校の在籍者数は、過去 10 年間に於いて減少傾向にある。医療技術の進歩等により国立沖縄病院隣接の本校の在籍者数は減少傾向となっている。今後も同様な傾向で推移すると予測される。今後の課題として、小中学校等に在籍する病弱児童生徒への支援を中心に、在籍者の過半を占める他の病院内訪問学級児童生徒に対する病弱教育のセンターとしての機能充実が求められている。

### (2) 地域における教育ニーズの現状と課題

本県の人口動態は、市部は豊見城市、うるま市、浦添市、宜野湾市、沖縄市の順に増加率が高く、郡部では中頭郡が特に増加傾向にある。また、本県の児童生徒数は、少子化により過去10年間に約10%減少しているが、特別支援学校の児童生徒数は約14%増加しており、障害のある幼児児童生徒の教育ニーズは増加傾向にある。

北部地区においては、知的障害養護学校の在籍数は過去 10 年間ほぼ同程度で推移しており、今後とも同様に推移することが予測される。肢体不自由養護学校は、施設在園者数が減少し通学の児童生徒の割合が高くなっていくものと考えられる。北部地区が広域であることから、今後、知的障害養護学校においても通学可能な肢体不自由児童生徒の教育ニーズへの対応が求められる。

中部地区においては、広域で学齢人口の多い地域であり、地区内の特別支援学校在籍者は、県全体の 34.5% を占めている。特に、知的障害の幼児児童生徒数は那覇南部地区に次いで多く、人口規模の類似する那覇地域に比較し、より顕著な増加傾向となっている。一部に学齢人口が増えている地域があり、今後、更に増加する可能性があり、早急な対応が求められている。

那覇南部地区においては、学齢人口が最も多く、障害のある幼児児童生徒数も県全体の約 47% を占めている。知的障害については年度により増減はするものの現状並の推移が予測される。肢体不自由については、整肢療護園利用児童生徒の減少により、全体としては減少傾向にある。

南部地域の肢体不自由の児童生徒は他地域の特別支援学校に在籍しており、遠距離通学等の改善が求められている。

宮古、八重山地区においては、特別支援学校の在籍者数が、近年、増加傾向にある。同地区の特別支援学校は、従来から知的障害以外の多様な障害種に対応してきた経緯があり、離島事情を考慮し、今後もそのような教育ニーズへの対応が必要である。

## 2 編成整備の基本事項等

### (1) 特別支援学校制度の趣旨

学校教育法等の一部を改正する法律が平成 19 年 4 月 1 日から施行され、これまでの障害の種類と程度に応じた特別な場による「特殊教育」から、幼児児童生徒一人一人の持つ特別な教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと、障害のある幼児児童生徒の教育制度が大きく転換された。

これにより、これまでの障害種ごとの盲・聾・養護学校が障害種別を超えた特別支援学校に一本化されるとともに、小中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒の教育について助言援助が努力義務となった。併せて、これまで障害種別となっていた免許制度も特別支援学校教諭免許制度に一本化された。

従前の盲・聾・養護学校制度は、障害種別にその教育対象が定められていたが、近年、在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化が進み、障害種別の学校制度では十分な教育対応ができない、あるいは対応できる学校が身近にない等の課題が生じていた。このような課題に対応するため、これまでの障害種別の学校制度は、幼児児童生徒の持つ教育ニーズに柔軟に対応できる障害種別を超えた特別支援学校の制度に変更されることとなった。

また、特別支援学校の行う教育及び設置の在り方については、「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立に際して、次のような留意事項が示されている（平成 18 年 7 月 18 日付文部科学省事務次官通知）。

- ・各特別支援学校においていずれの障害種別に対応した教育を行うこととするかについては、当該学校の設置者がそれぞれの地域の実情に応じて判断すること。
- ・各特別支援学校がいずれの障害種別に対応した教育を行うかについて判断する際には、児童生徒等ができる限り地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすること、同一の障害のある児童生徒等による一定規模の集団が学校教育の中で確保され、障害種別ごとの専門的指導により児

児童生徒等の能力を可能な限り発揮できるようにすること等を勘案しつつ、児童生徒等の障害の重複化への対応という今般の制度改正の趣旨を踏まえ、可能な限り複数の障害種別に対応した教育を行う方向で検討されることが望ましいこと。

## (2) 基本的な考え方

特別支援学校の設置の在り方を考える場合、特別支援学校制度の趣旨により、可能な限り複数障害種に対応する学校を整備していくことが望ましい。

具体的にいずれの障害種に対応した教育を行う特別支援学校とするかについては、地域における教育ニーズ等に応じて設置者が弾力的に判断することとする。既存の盲・聾・養護学校の置かれた地理的な環境や施設の整備状況等の条件に違いがあることから、既存の学校が行っている現在の障害種の教育に加えて、地域で特に教育ニーズの高い障害種に対応する複数障害種対応の特別支援学校の整備を進めることとする。

なお、本計画の対象となっていない特定の障害種に対応する学校については、今後、所在地域の障害種別の教育ニーズの動向等を把握し、必要に応じて複数の障害種に対応する学校への整備について、引き続き検討することとする。

## (3) 基本事項

### ア 複数の障害種に対応する特別支援学校の整備

地域における障害種別の教育ニーズを踏まえ、次のような複数の障害種に対応する特別支援学校を地区ごとに整備し、障害のある幼児児童生徒にできる限り地域の身近な場で教育が行えるよう配慮する。

- ・ 北部地区 知的障害及び肢体不自由に対応する特別支援学校
- ・ 中部地区 聴覚障害及び知的障害に対応する特別支援学校
- ・ 那覇南部地区 肢体不自由及び病弱に対応する特別支援学校  
視覚障害及び知的障害に対応する特別支援学校  
知的障害及び肢体不自由に対応する特別支援学校
- ・ 離島地区 知的障害及びそれ以外の障害種に対応する特別支援学校

施設の整備を実施するにあたっては、国の「特別支援学校施設整備指針」を踏まえ、校舎や教室等の配置においてそれぞれの障害の特性に応じた空間区分や動線設定等を考慮し、児童生徒が安全で落ち着いて学習できる環境づくりを行う。

さらに、障害種別を超えた活動等も行えるよう共有施設の整備についても配慮する。



複数の障害種に対応する特別支援学校においては、複数の障害種に関する教育領域の特別支援学校教員免許状取得者の増に努めるなど、教員の専門性の一層の向上に取り組む必要がある。

校名については、特定の障害種を示す名称は避け、「特別支援学校」とする。また、通学区域は、所在地域における対象幼児児童生徒の居住状況、学校規模等を総合的に考慮し、従前の通学区域の見直しを行い、適切に設定する。

なお、地域における障害種別の教育ニーズは、障害のある幼児児童生徒を含む人口動態や社会的な動向等によっても変化していくものであり、編成整備計画の推進に当たっては適宜点検等を行うものとする。

#### イ 離島における早期教育の充実及び教育施設等の充実

現行計画において、幼児児童生徒の障害に応じた教育の展開と、障害のある幼児を持つ保護者の不安や悩みに応え、発達を促す指導の充実のため、幼稚部、寄宿舎の設置が計画されている。未実施地域における同計画の推進を図る。

#### ウ 障害の重度・重複化と医療的ケアへの対応の充実

幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化の進行を踏まえ、学校施設のバリアフリー化の徹底とともに、言語聴覚士等医療・福祉機関の専門職員等を活用した教育指導の充実を図る。また、各地区の肢体不自由への対応を行う学校から医療的ケアの拠点校を定めるとともに、医療等関係機関との連携のもとに校内救急体制の充実を図る。

#### エ 特別支援学校の編成整備に伴う幼稚部再編の検討

特別支援学校編成整備の推進に伴い、既存の幼稚部の教育機能や通学区域を見直し、同一地区内で隣接する幼稚部の再編について検討する。

#### オ 小・中・高等学校への分校・分教室の設置検討

小・中・高等学校と施設等を共有し、特別支援学校の幼児児童生徒と小・中・高等学校の児童生徒が、特別活動や学校行事等を通して、日常的に交流及び共同学習ができるようにする。また、身近な地域への就学を可能にするため、小・中・高等学校の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校・分教室の設置について関係市町村教育委員会と連携を図りながら検討する。

### 3 編成整備計画の期間

現行計画の後期(平成 19 年度から平成 23 年度)の 5 年間とする。

### 4 編成整備計画の進行管理

編成整備計画の推進に当たっては、国の文教施策の動向や本県の教育関連施策等の情勢の変化に応じて必要な見直しを行うなど継続的に点検を行っていくものとする。

## 第2章 県立特別支援学校編成整備実施計画

### 1 複数の障害種に対応する特別支援学校の設置

#### (1) 目的

複数の障害種に対応できる特別支援学校を設置し、地域の教育ニーズに応え、障害のある幼児児童生徒に対する適切な指導や必要な支援が行われるようにする。

#### (2) 対象校

##### 【北部地区】

名護養護学校

##### 【中部地区】

沖縄ろう学校

##### 【那覇南部地区】

鏡が丘養護学校

沖縄盲学校

島尻養護学校

##### 【宮古・八重山地区】

宮古養護学校

八重山養護学校

なお、那覇南部地区の沖縄盲学校と中部地区の沖縄ろう学校については、複数障害種へ対応するにあたって、専門性と安全性の確保等課題もあることから、今後とも保護者等と意見交換を行い、理解を得た上で特別支援学校編成整備計画を実施するのものとす

#### (3) 対象障害種及び設置する理由等

設置学校名 (現学校名)	対象障害種 (下線は新たに対応する障害種)	設置理由等
名護特別支援学校 (仮称) (現名護養護学校)	知的障害、 <u>肢体不自由</u>	北部地区の比較的軽度の通学可能な肢体不自由児童生徒も対象とする。
鏡が丘特別支援学校	肢体不自由、	入院を要しない病弱児童生徒も対象とする。

(仮称) (現鏡が丘養護学校)	病弱	
島尻特別支援学校 (仮称) (現島尻養護学校)	知的障害、 <u>肢体不自由</u>	今後増加が予想される知的障害への対応を拡充するとともに、南部地域の肢体不自由児童生徒も対象とする。
宮古特別支援学校 (仮称) (現宮古養護学校)	知的障害、 <u>肢体不自由</u> 、 <u>視覚障害</u> 、 <u>聴覚障</u> <u>害</u> 、 <u>病弱</u>	離島事情を考慮し、知的障害及びそれ以外の障害種についても対応することを基本に、地域の教育ニーズを踏まえ、計画的に充実を図る。
八重山特別支援学校 (仮称) (現八重山養護学校)	知的障害、 <u>肢体不自由</u> 、 <u>視覚障害</u> 、 <u>聴覚障</u> <u>害</u> 、 <u>病弱</u>	離島事情を考慮し、知的障害及びそれ以外の障害種についても対応することを基本に、地域の教育ニーズを踏まえ、計画的に充実を図る。

## 2 離島における早期教育の充実及び教育施設等の充実

### (1)目的

離島地域における障害のある幼児児童生徒の教育ニーズに適切に対応する教育の展開と、早期教育の充実のため、幼稚部、寄宿舎を設置する。

### (2)対象校

八重山養護学校

### (3)実施内容等

対象校	実施内容等
八重山養護学校	離島における障害のある幼児児童生徒の教育の充実を図るため、幼稚部と寄宿舎の設置を推進する。

### 3 障害の重度・重複化と医療的ケアへの対応の充実

#### (1)目的

特別支援学校においては、在籍する幼児児童生徒の約半数が重複障害学級に在籍している。重複障害学級における指導については、障害に基づく種々の困難を改善・克服する指導である自立活動が教育課程の中心となっている場合が多く見られる。指導方法等の一層の充実を図るため、医療・福祉機関の有する専門的な訓練技法等の導入・活用を推進する。また、日常的に医療的なケアを必要とする幼児児童生徒が多くの特別支援学校に在籍するようになり、校内救急体制を含め、安全で安心な学習環境の整備が求められている。今後の医療的ケア体制整備のため、拠点校を中心に地域における医療機関等と連携した体制づくりを推進する。

#### (2)対象校及び実施内容等

##### 障害の重度・重複化への対応

対象校	実施内容等
特別支援学校 (沖縄高等養護学校を除く)	地域の療育機関等と連携し、理学療法士、言語聴覚士等の有する専門的訓練技法等の実践的な研修を行い、指導力の向上に努める。 なお、医療的ケアを要する幼児児童生徒への対応については、医療機関との連携体制を構築し、地域の拠点校設置などの検討を行う。

##### 医療的ケアへの対応

対象校	実施内容等
桜野養護学校 泡瀬養護学校 鏡が丘養護学校 島尻養護学校	嘱託看護師を配置し、校内救急体制を整備する。医療的ケアを要する幼児児童生徒の在籍する他の特別支援学校への助言、援助を行う。

#### 4 特別支援学校の編成整備に伴う幼稚部再編の検討

##### (1)目的

特別支援学校編成整備の推進に伴い、既存の幼稚部の教育機能や通学区域を見直し、同一地区内で隣接する幼稚部の再編統合について検討する。

##### (2)対象校

島尻養護学校

西崎養護学校

##### (3)実施内容等

対象校	実施内容等
島尻養護学校 西崎養護学校	今後の教育ニーズの推移を見極めながら、通学区域の見直し等再編統合について検討する。

#### 5 小・中・高等学校への分校・分教室の設置検討

##### (1)目的

小・中・高等学校と施設等を共有し、特別支援学校の幼児児童生徒と小・中・高等学校の児童生徒が、特別活動や学校行事等を通して、日常的に交流及び共同学習ができるようにする。また、身近な地域への就学を可能にするため、小・中・高等学校の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校・分教室の設置について、関係市町村教育委員会と連携しながら検討する。

##### (2)対象校

知的障害に対応する特別支援学校

対象校	実施内容等
知的障害に対応する 特別支援学校	小学校、中学校、高等学校への知的障害児童生徒のための分校や分教室設置について関係市町村教育委員会と連携しながら検討する。